

認可外保育施設入所予定児童保護者様

東松山市子ども家庭部保育課長

「幼児教育・保育の無償化」に係る申請について（依頼）

日頃より、本市の教育・保育行政に御理解・御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施され、主に3歳児以上の保育料等が原則として無償となっております。

これに当たり、無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定（第2号又は第3号）」を受ける必要がありますので、お手数ですが、下記のとおり申請等の手続きをしていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 施設等利用給付認定を受けられる方

東松山市に居住し、認可外保育施設（所轄市町村に届出をしている施設に限る。）に入所している子どもの保護者。

※東松山市外在住の方は、居住市町村において認定を受けてください。

2. 施設等利用給付認定の区分と無償化対象額

「施設等利用給付」の認定区分		無償化対象額 ^{※1} （月額限度額）
（第1号）	（満3歳以上で、第2号、第3号以外の子ども）	（幼稚園入園者が対象）
第2号	3歳児 ^{※2} 以上で、 <u>保育の必要性がある</u> 子ども	37,000円
第3号	0～2歳児まで ^{※3} で、 <u>保育の必要性があり、かつ市町村</u> <u>村民税非課税世帯</u> の子ども	42,000円

※1 無償化の対象経費には、給食費、教材費、通園バス代等は含まれません。

※2 当該年度の4月1日の時点で、3歳以上の子ども。

※3 当該年度の4月1日の時点で、2歳以下の子ども。

【注意事項】

・「保育の必要性がある」の条件は、保護者いずれもが以下の要件のいずれかに該当する場合です。

①労働（1か月に64時間以上労働していることを常態とする場合）

②妊娠・出産（母親が妊娠又は産後間もない状態[※]の場合）

※ 出産（予定）日の前3か月から、出産（予定）日から8週間後にあたる日の翌日が属する月の末日までの間を指します。

③疾病・障害（保護者が病気、負傷、心身障害等で、子どもの保育を必要とする場合）

④介護・看護（1か月に64時間以上、病気や障害を有する同居親族を介護・看護している場合）

⑤災害復旧（地震や風水害又は火災等の災害の復旧にあっている場合）

⑥求職活動（求職活動を継続的に行っている場合）

⑦就学・職業訓練（1か月に64時間以上学校に在学している、又は職業訓練を受けている場合）

⑧児童虐待のおそれ（児童虐待を行っている、又は再び行われるおそれがあると認められる場合）

⑨家庭内暴力（家庭内暴力により保育を行うことが困難であると認められる場合）

⑩育児休業（育児休業を取得する際に、既に幼稚園等を利用している子どもについて、引き続き利用が必要と認められる場合）

⑪その他（①～⑩に類するものとして市長が認める場合）

※裏面も御確認ください。

- ・「認可外保育施設の利用料（保育料）」の場合、一度施設へ納付していただき、別途市へ請求していただくことで、無償化対象額を限度に、市から保護者の方へ直接お支払（口座振込）いたします。
※請求の方法等については、別途御案内いたします。
- ・表中の「月額限度額」を超える場合、超えた分の額は自己負担となります。
- ・その他、「一時保育」「病児保育」「ファミリーサポートセンター」に係る費用についても、表中の「月額限度額」の範囲内で、併せて無償化の対象とすることができます。

3. 認定申請の手續と提出書類

次に掲げる提出書類を、入所予定日より前の日までに、東松山市保育課窓口へ御提出ください。

【提出書類】

- ①申請書「子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（第2号・第3号）」
- ②保育の必要性を証明する次のいずれかの書類（父母それぞれ必要となります）

保護者の状況	提出書類及び添付書類
労働 育児休業	就労証明書（★） ※自営業の場合は、自営業用就労状況申告書（★）、営業許可書や開業届等の写しも併せて提出してください。
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が分かる箇所）
疾病	診断書（★）
障害	障害状況等申告書（★）、障害者手帳等の写し
介護・看護	介護・看護状況申告書（★）、介護対象者の診断書・障害者手帳の写し・介護保険被保険者証の写し等
災害復旧	罹災証明書等災害の状況が分かる書類
求職活動	就労誓約書（★）
就学・職業訓練	在学証明書（★）

※（★）が付いている書類は、市指定の様式となります。施設又は保育課窓口で配布しているほか、市ホームページよりダウンロード可能です。

- ③世帯全員分のマイナンバーが分かる書類（マイナンバーカード、マイナンバー入り住民票、個人番号通知カードいずれか）【**窓口での提示のみ**】

※令和2年5月25日以降に氏名や住所変更等を行った場合、個人番号通知カードは使用できません。

- ④保護者いずれかの身分証明書（運転免許証等顔写真付のもの）【**窓口での提示のみ**】

- ⑤ひとり親世帯の場合）

児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療費受給者証の写し、戸籍謄本のいずれか（離婚には至っていないが、調停（裁判）中の場合は、調停期日通知書の写し、事件係属証明書等）

- ・「市町村民税非課税世帯」に該当するかどうかについて、御不明な点は、市保育課までお問合せください。別途確認方法等についてお伝えいたします。

【問合せ先】

東松山市役所 子ども家庭部 保育課
TEL 0493-23-2221 内線 671～674